

## ○大子町住宅リフォーム助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町内の住宅の安全性、耐久性及び居住性を高めることにより、町民の住環境の向上を図るため、町内の住宅をリフォームする者に対しこれに要する経費について、住宅リフォーム助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、大子町補助金等交付規則（平成22年大子町規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 個人住宅及び賃貸住宅をいう。
- (2) 個人住宅 戸建ての専用住宅又は店舗，事務所，賃貸住宅等が併存している戸建ての併用住宅のうち居住の用に供する部分で、自己の居住の用に供するものをいう。
- (3) 賃貸住宅 賃貸人が賃貸借契約に基づき、貸借人に貸し出すことを目的とした戸建ての専用住宅又は店舗，事務所，賃貸住宅等が併存している戸建ての併用住宅若しくは集合住宅のうち賃貸借契約に基づく住居部分をいう。ただし、公務員宿舎及び社宅を除く。
- (4) リフォーム 住宅の修繕，増築，模様替えその他住宅の維持及び機能向上のために行う補修，改良及び設備改善に係る工事で、町内に事業所を有する建設業者において施工するものをいう。ただし、賃貸住宅においては、既存の住宅の機能向上及び価値を高めることを目的として行う補修，改良又は設備改善に係る工事であって、町内に事業所を有する建設業者において施工するものをいう。

### (助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、町内において住宅のリフォームを行う者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次に掲げる要件のいずれかに該当する者
  - ア リフォームの対象となる個人住宅に現に居住している者又はリフォームの工事完了後、速やかに当該住宅に居住する者
  - イ リフォームの対象となる賃貸住宅の所有者であって、現に家賃収入を得ている者

又はリフォームの工事完了後に家賃収入を得る予定の者

(2) 町税等を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象者としな

(1) 過去3年以内に助成金の交付を受けた者

(2) 過去3年以内に大子町木造住宅建設助成金交付要綱(平成24年大子町告示第21号)による助成金の交付を受けた者(前項第1号アに該当する者に限る。)

(3) 過去3年以内に大子町子育て世帯住宅建設助成金交付要綱(平成24年大子町告示第21-2号)による助成金の交付を受けた者(前項第1号アに該当する者に限る。)

(4) 過去3年以内に大子町空き家バンクリフォーム助成金交付要綱(平成31年大子町告示第26号)による助成金の交付を受けた者

(助成対象リフォーム)

第4条 助成の対象となるリフォームは、リフォームに要する経費が20万円以上のものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、リフォームに要する経費の額に4分の1を乗じて得た額とし、1戸当たり500,000円を限度とする。この場合において、助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、リフォームの工事の着工前に住宅リフォーム助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 当該工事の見積書の写し

(2) 市町村税完納証明書

(3) 建設場所案内図

(4) 建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定による許可が必要な場合は、その許可証の写し

(5) 建築基準法の規定による建築工事届を提出した場合は、その建築工事届の写し

(6) 賃貸住宅のリフォームにあつては、次に掲げる書類

ア リフォームに係る賃貸住宅の所有を証明する書類

イ 賃貸業を営んでいることを証明する書類又は家賃収入があることを証明する書類

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

第6条の2 申請者は、前条に規定する申請をしようとする場合において、当該申請をしようとする年度内にリフォームの工事が完了しないことが明らかであるときは、仮申請をしなければならない。

2 前項の仮申請をする場合においては、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「住宅リフォーム助成金交付申請書」とあるのは「住宅リフォーム助成金交付仮申請書」と、「申請する」とあるのは「仮申請する」と読み替えるものとする。

3 町長は、第1項の規定による仮申請があったときは、内容を審査の上、助成金の交付の可否の仮決定をするものとする。

4 前項の仮決定をする場合においては、規則第4条の規定を準用する。この場合において、同条中「申請」とあるのは「仮申請」と、「決定」とあるのは「仮決定」と、「補助金等交付決定通知書」とあるのは「補助金等交付仮決定通知書」と、「補助金等不交付決定通知書」とあるのは「補助金等不交付仮決定通知書」と読み替えるものとする。

5 前条の規定にかかわらず、既に第3項の仮決定の通知を受けた者から、当該決定が通知された日の属する年度の末日までに別段の申出がないときは、前条に規定する申請があったものとみなす。

(完了報告)

第7条 助成金の交付決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、リフォームの工事が完了したときは、速やかに住宅リフォーム工事完了報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 工事施工前及び施工後の写真

(2) 工事の領収書の写し

(3) 個人住宅のリフォームにあつては、入居した日以後の住民票の写し

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(助成金の取消し等)

第8条 町長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(1) 入居した日の属する年度の翌年度において、町内に居住していないとき。

(2) 入居後、町税等に滞納があったとき。

(3) この要綱に違反したとき。

(助成金の交付手続の省略)

第9条 規則第18条の規定により、規則第11条に規定する補助金等の額の確定の手続を省略するものとする。

(実地調査)

第10条 町長は、必要があると認めるときは、助成の対象となったリフォームについて、実地調査をすることができる。

(併用の不可)

第11条 この要綱による助成金は、次に掲げる要綱により交付される助成金と併用して利用することはできないものとする。

- (1) 大子町木造住宅建設助成金交付要綱
- (2) 大子町子育て世帯住宅建設助成金交付要綱
- (3) 大子町薪ストーブ等設置費補助金交付要綱（平成29年大子町告示第61号）
- (4) 大子町空き家バンクリフォーム助成金交付要綱

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(令和元年台風第19号による災害に係る適用の特例)

2 令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第129号）第1条に規定する令和元年台風第19号による災害に伴うものの第3条第2項各号の適用については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2に規定する罹災証明書（以下「罹災証明書」という。）の交付を受けた者が当該災害のために住宅をリフォームする場合については、この限りではない。

(令和元年台風第19号による災害に係る助成金の申請)

3 前項の適用により助成金の交付を受けようとする者は、第6条各号に掲げる書類に罹災証明書の写しを添えて、町長に提出しなければならない。